

条 例

埼玉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月六日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第三十五号

埼玉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「第十四条の二第一項」を「第十四条の二」に改める。

本則に次の一条を加える。

（電磁的記録）

第二十条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。